

米国図書館使節団報告書（1948）と草創期の国立国会図書館一補助サービスの概念をめぐって

岸 美雪（慶応義塾大学大学院）

miykis@slis.keio.ac.jp

1 はじめに

国立国会図書館法の制定にあたっては、1948年に来日した米国図書館使節が提示した日本側との覚書（及びそれらの覚書を集大成した報告書）に描かれた理念が大きな役割を果たした。草創期の組織機構もその覚書にほぼ沿ったものとして実現した。そのなかで、唯一、まとまった組織機構として実現しえなかったものに「補助サービス局」がある。その業務内容は、①出版物、②図書館実務諸準則の編纂、③図書館相互間の貸出、④総合カタログ、⑤小型フィルム、フォトスタツ（直接写真複製）を含む写真複写、である。これらの業務は、国立国会図書館と連携しつつ春秋会（1950年に任意団体として発足。財団法人として1956-1958まで存続）が行ったが、その後は国立国会図書館の内外で個別の業務として遂行された。補助サービスにあたる活動の実際を国立国会図書館と春秋会双方の事業報告類から検証し、草創期このサービスの受容と展開を詳らかにする。

2 米国図書館使節団覚書および報告書の新概念の導入と理解

実際に構築された組織と、米国図書館使節団覚書とを比較すると、米国図書館使節団が7局（管理事務局、一般考査局、調査及び立法考査局、支部図書館局、受入局、整理局、補助サービス局）を提示したのを

受けて、昭和23年8月26日付の組織で、具体的な人選ののち、管理部、調査及び立法考査局、一般考査部、支部図書館部、受入部、整理部、建設部、国会分館を置き、ほぼその形を整えた。

General Reference を「一般考査」、Legislative Reference を「調査及び立法考査」と訳し業務実態を整え、なかでも立法補佐機能についての理解を得るために初代館長金森徳次郎や、羽仁五郎（国立国会図書館法制定時の参議院図書館運営委員長）らが、国会関係者向けに精力的に働きかけていたことがわかる。また、「支部図書館」（Branch Libraries）という日本独自の制度も覚書の時点から盛り込まれており、その後の成否はともかくとして、制度設計の際の思想は、羽仁、金森、中井らが、その実現に奔走した。

3 補助サービス (auxiliary services) の内容

その一方、米国図書館使節団報告書では「補助サービス」(auxiliary services) という枠組みに「目録の頒布、稀観本の複製、研修、教材の提供、ILL、総合目録形成」といった、基本書誌や調査研究的な情報発信、図書館ツールの標準化推進、資料入手のための技術の普及開発という側面が一括されていた。報告書では、「この局は、図書館の他の諸局が整備されるまでは組織すべ

きものではない」と付記されていた。その後、独立した部門として組織されることはなかった。まとまった内部組織的位置づけをもたず、各機能の付随的な事業として扱われることになった側面は否めない。

(1) 米国図書館使節団報告書における「補助サービス」

その業務内容は、①出版物、②図書館実務諸準則の編纂、③図書館相互間の貸出、④総合カタログ、⑤小型フィルム、フォトスタツツ(直接写真複製)を含む写真複写、である。以下、訳出を引用する。

位置づけ：この局の局長は、図書館の諸サービスが日本の国民、図書館員、学者、科学者その他の各種団体、機関に利用されるように努める責任がある。局長は、政府と関係なく、日本の図書館並びに図書館員、諸大学、団体、労働団体、学者その他科学者たちと連絡をとり、そのサービスが、該図書館の基本的機能を妨害しない限り、大国立図書館が彼らになし得る種々のサービスを果たすべきである。

出版物：日本国民にとって非常に価値のある多くの出版物を発行することができなくてはならない。国会、委員会及び各議員のために編集される報告書や抜粋の多くは若し刊行されるとすればそれは個人、団体あるいは諸機関にとっても価値があるだろう。それらは外国の図書館との交換のためにも役に立つだろう。代表的図書館整理事務の諸準則、日本図書館統計、種々の題目に関する図書及び論文表のなどは、価値ある出版物の例である。アメリカ議会図書館の諸

出版物は高く尊重されている。

図書館実務諸準則の編纂：分類法及び目録法の準備は整理局の特別な機能であるが、補助サービス局は全日本の図書館員の援助を得て全日本のために可能な範囲でなすべきである。図書館の種類を異にするに従って細部は異なるであろうが、用いられる基本的方法において協定できれば、読者は簡単に種々の図書館の利用ができる。

図書館相互間の貸出：日本の図書館間において相互間の適切な貸出制度を発達させるよう援助する。

総合カタログ：図書の総合カタログ、定期刊行物の総合リストの発達を援助すべきである。

小型フィルム、フォトスタツツ(直接写真複写)を含む写真複写：この局が設置され、設備の購入を終わり次第局長は写真複写部を設けこれによって個人並びに諸機関が、図書、定期刊行物中の論文あるいは自筆文書の写真複写を手に入れ得るようにしなければならない。このサービスは、現在においては多くの図書が絶版となりまた入手しがたいのであるからそれだけ重要である。

(2) 国立国会図書館の刊行物

昭和23年、「納本月報」が創刊され、翌24年に「雑誌記事索引」が創刊される。「国内出版物目録」と改称し、国立国会図書館の納本分以外の国内刊行物を収録したリストを作成した。

これらの編纂は、国立国会図書館の受入整理部の業務として行われた。

(3) 春秋会の発足と事業

春秋会は、国立国会図書館と協力し、国立国会図書館が法規に基づいて行う諸奉仕の充実、内外の図書館の連絡提携の援助等の促進を図って、図書館資料の利用の向上に寄与することを目的として、1950年に活動を開始した（1956年11月26日に財団法人として認可）。機関部、第一奉仕部、第二奉仕部の3つの部門を置き、金森徳次郎国立国会図書館長ほか、国立国会図書館の職員が役員を兼ねた。機関誌部は、機関誌『読書春秋』の発行と広報、第一奉仕部は内外の図書館等との連絡提携の促進援助に関する事業を、第二奉仕部は、図書館目録類の刊行と図書の複製、頒布の事業を行った。

春秋会発足後、主な刊行物の取り扱いは表1のとおりである。一般的な書誌類の頒布事務の窓口として春秋会が業務を担っていた。このほか、展示会に付随する講演会の開催、展示会資料の頒布、国立国会図書館所蔵貴重本の複製頒布を行っているほか、大学図書館長との懇談会の開催を行っている。

『読書春秋』中にこれらの告知記事が掲載されている。

3 むすび

草創期の国立国会図書館の書誌刊行とその頒布、一般への啓蒙活動には、国立国会図書館内に組織された「会」組織が大きな役割を果たした。しかし、諸準則の整備、総合目録、図書館間貸出といった図書館対象サービスの活動については、まだ途上であった。なお、春秋会解散後の刊行物の取り扱いについては、別稿を期したい。

<引用文献・参考文献>

- 『国立国会図書館 50 年史』1998
- 『読書春秋』1950~1958
- 『国立国会図書館公報』第 1 号~4 号
1948~494 年
- 『国会図書館準備資料 第 6 集』1948
- 「分担・アクセス・ネットワーク：NDL 白書の試み」 『図書館研究シリーズ』28 号
1989

表1 昭和 28 年 12 月当時の刊行物（『国立国会図書館公報』(昭和 28 年 12 月 20 日号より)

題名	内容	申込所
収書通報	毎月本館において収納整理した和、洋図書を、それぞれ和洋別冊として収録し、弘報するのを目的とする分類目録	国立国会図書館内 「読書春秋会」
国内出版物目録	本館に納入された官公庁出版物及び一般出版物を主体とし、更に調査により発行された全出版物を網羅速報するのを目的とした分類目録	国立国会図書館内 「読書春秋会」
同 別冊	定期刊行物を網羅した目録	国立国会図書館内 「読書春秋会」

全日本出版物総目録	国内において発行された公私出版物を網羅的に調査収録したもので、図書、新聞通信類、雑誌の外、展示図書、映画フィルム、幻燈、スライド、紙芝居、レコード等をも広義の出版物として収録し、各種出版物別に分類配列の上、書名索引、発行名簿等を付してある。	各地官報販売所
雑誌記事索引 人文科学編	本館に収納した新刊雑誌のうち、人文科学部門509種論文約10,000件を件名、著者名の何れからも検索できるように編纂した目録	各地官報販売所
雑誌記事索引 自然科学編	本館に収納した新刊雑誌のうち、自然科学部門484種、論文訳9,500件を件名により検索できるように編纂した目録	各地官報販売所
印刷カード	本館に納本された新刊和漢書(官公庁出版物を含む)の大部分を「日本十進分類法」(改訂6版)により著者名主記入で編成したもの。(1)国立国会図書館印刷カード課の発行する「印刷カード速報」によって随意選択するもの。(2)印刷カードの全部にわたるもの(年間約8,400冊分)。(3)主類表(十部門)の0から9主類を随意に選択するもの。	国立国会図書館印刷カード課
PBレポート速報		国立国会図書館内 「読書春秋会」
官庁刊行物総合目録	国の立法、行政及び司法の各部門の諸機関において発行された政治・経済・産業・科学・技術その他各方面に関する法令類・報告・弘報・統計・調査研究の実績、執務参考資料等を収録し、分類配列の上、編著者名・書名・発行地・刊年・頁数・所蔵箇所(図書館名)等を記載。	官庁図書館研究会 (国立国会図書館 支部図書館部内)
官庁外郭団体刊行物目録	行政・司法各部門支部図書館の所属する省庁の外郭団体が発行する刊行物を収録したもので、昭和26・27年間の出版物を主体として、それ以前の重要なものを含み、編著者、刊行物名、定価、頁数、刊行年月日、刊行の頻度(年、季、月、旬、週、日刊、不定期)等を記載。	専門図書館協議会 (国立国会図書館 支部図書館部内)
読書春秋	月刊	国立国会図書館内 「読書春秋会」
びぶろす	月刊	官庁図書館研究会 (国立国会図書館 支部図書館部内)

